

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	薩摩川内市では、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行います。 ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し児童扶養手当証書を発行 ②支給決定した額を年6回の定時支給 ③年に1度、現況届により受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤年齢到達による額改定異動
③システムの名称	総合福祉WEL+(児童扶養手当)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の56の項 ・口座登録法第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表の56の項 (別表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表の56の項 ・口座登録法第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉こども部子育て支援課(住所: 薩摩川内市神田町3番22号、電話番号: 0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムは、操作の権限付与により管理されている。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数が	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数が	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 知識伸一	子育て支援課長	事後	文言修正
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数が	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数が	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅱ しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅵリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年5月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項	番号法第9条第1項 別表の56の項	事後	
令和7年5月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項及び116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の57の項	(別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の56の項 (別表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の56の項	事後	
令和7年5月22日	Ⅵリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	Ⅵリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当に関する事務では上記のほか、下記で局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムは、操作の権限付与により管理されている。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56の項	・番号法第9条第1項 別表の56の項 ・口座登録法第9条	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の56の項 (別表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の56の項	(別表における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表の56の項 (別表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表の56の項 ・口座登録法第9条	事後	法令改正に伴うもの
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和年8年4月1日付組織見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	保健福祉部子育て支援課	福祉こども部子育て支援課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子育て支援課	福祉こども部子育て支援課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施